

入会規程（準会員）

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人日本国土調査測量協会定款第6条の規定に基づき、入会について定める。

（入会資格）

第2条 当法人の入会を承認するものは、下記の条件をみたすものとする。

- 1 本会の趣旨に賛成し、本会の活動を援助する者とする。
- 2 会員3社以上の推薦を得たもの。
但し、会員とは、入会を申込もうとするものの当該県内の会員をいい、当該県内に会員がいない場合は、当該地区内の会員をいう。

（入会手続）

第3条 当法人に入会しようとする者は、入会申込書(様式1)に記入・捺印し、次の各号に定める書類を添付の上、地区事業委員長に提出するものとする。

- (1) 登記簿謄本(写)
- (2) 経営規模総括表(様式2)
- (3) 財務諸表(決算直前2年分)
- (4) 推薦書(様式3)
- (5) 誓約書(様式4)
- (6) 法人税の確定申告書の別表一(一)と別表四の写し(税務署の受付印があるもの)

- 2 地区事業委員長は、受理した入会申込書を地区事業委員会の審議を経て、確認のうえ提出するものとする。

（入会の承認）

第4条 入会の承認は、地区事業委員長から受理した入会申込書を総務委員会で審議し、理事会が議決を行い、この承認を受けた者は、入会金の納入された日をもって準会員となる。

（補則）

第5条 当法人の入会に関する事項で、本規程に定めのない事項が生じた場合は、理事会で定める。

付則

- 1 この内規は、平成7年4月1日から適用する。
- 2 この改正は、平成11年4月1日から適用する。
- 3 この改正は、平成21年2月1日から適用する。
- 4 この改正は、平成25年4月1日から適用する。
- 5 この改正は、平成25年12月5日から適用する。